

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・改正経緯

制定：平成24年5月

- 平成21年4月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓等を踏まえ、対策の実効性を高めるため制定。

改正（1）：令和2年3月

- 令和元年12月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施することを可能とする改正（附則で対応）。

改正（2）：令和3年2月

- ① 緊急事態に至る前から実効的な対策を講ずることが出来るよう、「まん延防止等重点措置」を創設。
- ② 特措法の対象となる感染症の見直し
 - ・感染症法改正で、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」と位置付けるとともに、指定感染症を特措法の対象に追加
- ③ 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置において、要請に応じない事業者等に対する命令・過料を規定。
 - ・【命令違反に係る過料の金額】 緊急事態措置：30万円以下 まん延防止等重点措置：20万円以下
- ④ 事業者及び地方公共団体に対する支援
- ⑤ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策推進会議の設置
 - ・これまで要綱で設置されていた「新型インフルエンザ等対策有識者会議」を法定化

改正（3）：令和5年4月

- ① 迅速な初動対応のため、政府対策本部長の指示権の発動可能時期を、政府対策本部設置時に前倒し。
 - ・従前は、まん延防止等重点措置時及び緊急事態宣言時に限定
- ② 感染拡大時に地方公共団体が機能不全とならないよう、事務の代行等の要請可能時期・対象事務を拡大。
- ③ 事業者に対する要請等の実効性を確保するため、事業者に対し命令を発出する際の「特に必要があると認めるとき」を明確化。
- ④ 地方公共団体の感染拡大防止措置に係る円滑な財源確保のため、国の財政上の措置等を見直し。 等